

定期予防接種に保護者以外のかたが同伴する場合の委任について

定期予防接種は、原則として保護者の同伴が必要ですが、やむをえない事情により保護者が同伴することができない場合は、お子さんの健康状態を普段から熟知する親族（祖父母等）等が保護者の代理人として同伴することも差し支えないものとなりました。

ただし、この場合、委任状が必要となりますので、保護者が予防接種について理解した上で委任状を作成し、予診票とあわせて医療機関に提出してください。

なお、代理人が同伴する場合、予診票の下段の「保護者氏名自署」欄は、接種当日、医師の診察と説明を受けた代理人（同伴者）が署名することになります。

※予防接種において、「保護者」とは、子の親権を行う者（父、母）または後見人です。

※保護者以外のかたの同伴の場合で委任状の提出がないときは、予防接種を受けることができませんのでご注意ください。

※委任状は、下記の様式を参考に作成するかコピーして、必要事項を記入してください。委任状の様式は、深谷市ホームページ予防接種のページからダウンロードできます。

問い合わせ先：深谷市保健センター 電話 575-1101

キリトリ

委 任 状

平成 年 月 日

委任者（保護者）住所 _____

氏名（自署） _____

緊急連絡先（電話） _____

私は、子（お子さんの氏名 _____）の予防接種（予防接種の種類： _____）を受けるにあたって、下記の者に予防接種に関する一切の権限を委任します。

記

代理人（同伴者）住 所 _____

氏 名 _____

お子さんとの関係 祖父、祖母、その他（ _____ ）

電話番号 _____